

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成28年4月26日（平成28年（独個）諮問第5号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（独個）答申第14号）

事件名：本人の夫を契約者とする簡易生命保険契約に係る保険証書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報のうち不開示とされた保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月17日付け機構第1618号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報に該当する全ての保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

機構は、開示決定通知書に夫を契約者又被保険者とする保険金300万円の簡易生命保険契約は存在せず、異議申立人本人とする保有個人情報を保有していないから、不開示とするとあります。

300万円の簡易生命保険契約は実存していたのです。存在していました。機構の主張は不適切である。

そもそも300万円の簡易生命保険契約を作成し、それを私共に使用させた張本人はかんぽである。かんぽは名乗り出る義務の拘束がある。

かんぽが170万円と130万円の生命保険を一緒にして300万円の生命保険契約を作成した行為は、法的にしてもいいことだったのか、それともしてはならないことをしたのか、これらを作成した行為の責任をかんぽは背負う義務がある。機構は間違っている。300万円の簡易

生命保険はあった。私は300万円の生命保険証書しかかんぽから受けていません。

ア 300万円の簡易生命保険の流れ

特定郵便局簡易生命保険が家に来て保険の勧誘を始めた。話を受けて170万円の生命保険の契約を昭和58年9月特定日に締結した。特定郵便局は170万円の生命保険証書を交付した。受け取った。

その後また我家に来て170万円では少ないからせめて300万円にした方がいいと念を入れて薦め出した。説明を聴いて300万円の生命保険加入をすることになった。

私が、夫の130万円の生命保険の契約書を締結の署名をした。私が実印の押印をした。昭和59年4月特定日である。すべて私がした。特定郵便局は130万円の生命保険証書をくれていない。130万円の保険証書は見たこともない。しかし、300万円の保険証書を交付した。私は受け取った。

特定郵便局は直ちに170万円の保険証書の返還を要求した。直ちに返した。特定郵便局は持って帰った。私方には170万円も130万円も保険証書は存在しない。300万円の生命保険証書のみが存在している。

本件の事件に係ったお方は特定郵便局特定姓（男性）である。機構は特定姓に参考人として調査して下さい。他事ながら特定地名の郵便局に転勤されたと伺っています。

かんぽと私は、生命保険金が300万円であったか、170万円であったか激しい闘争が数年間続いている現状である。機構からの開示によって300万円が保障されているが、それにしてもかんぽは私の必死のお願いであった開示を拒否し続けた。かんぽの開示拒否が私に苦痛をあたえた。

夫の死亡した保険終決に136万円の支払いを受けたが、この136万円について保険金は300万円であったが、借金90万円と入院保険金の支払いを受けていたから、そうであったのかと思った。かんぽはそれまで絶対信用していた。疑うことは微塵もなかった。信頼していた。

ところが、夫が医療事故死した。疾病障害特約保険の契約をしていたから、その保険金の残高の照会をしたところから、夫の生命保険金が170万円であるとかんぽが主張し、私の300万円の主張を突き放した。

私があらゆるところに抗議しても、かんぽは170万円しか認められない。かんぽは、私が開示を求めても、開示はしません。開示は

出来ませんと拒否した。かんぽとの激しい闘争は今でも解決してない。

かんぽが拒否し続けた開示を、今、私は機構から受けられる身となった。感無量である。

機構は、私が夫の入院した時の入院保険金をかんぽがいくら支払ったかをその金額を調査してくださいとのお願いに対して、資料がないとのことでした。

では、私がかんぽに請求した資料がありますから送付いたします。

イ 又、90万円の借金の件

最初に60万円の借金の件は、特定郵便局から60万円に対する金利の6%の支払い命令がハガキで来ました。支払いました（金利だけ）確か1回だけだったと思います。記録がある筈です。

あとの30万円は、平成5年12月特定A日特定時ごろ特定郵便局で借金しました。日付もはっきりしていますから、調査してください。かんぽは90万円の借金の取り立てはしています。財源は私には分かっています。

ウ 夫本人には、本件の170万円とか130万円の保険証書はありません。しかし、300万円の保険証書がありました。

かんぽが300万円の保険証書を作成した。

かんぽは170万円の保険証書を取り上げておきながら、170万円の保険契約申し込みを私に見せて、これ以上300万円の話をするな、契約金は170万円に間違いないと何回も私に威圧した。

エ かんぽは生存保険金を私に支払ったというが、受けたことはありません。かんぽが没収したのです。私は34万円を受け取ったことはありません。

オ 170万円の保険契約書の裏面に50万円の保険契約締結があったことが記載されていますが、あれば何ですか。説明してください。

(2) 意見書

ア 諮問についての資料提出に関する件

かんぽ生命保険お客様相談室特定氏名からの書面（平成24年10月特定日）によりますと、私が何度も特定A号保険契約の保険金額につきまして、170万円ではなく300万円であると申し出たとありますが、そのようなことは言ったり、手紙で書いたりしたことは一切ありません。

300万円の保険契約の証書番号の記載を書いたり、電話で報告したことは一切ありません。コピーしたことはありませんから、分かっています。私の主張は、夫の保険契約金は300万円ですと、何回も何回も主張し続けました。特定A号が300万円ですと言っ

たり書いたりしたことは一切ありません。かんぽ生命が勝手に言っているのです。

イ 諮問事件回答の趣旨

(ア) 私が機構に、夫の簡易生命保険契約の開示決定を申し立てたのは、私の主張する夫の簡易生命保険の金額と、かんぽ生命の主張する夫の簡易生命保険の金額が違うからです。私は300万円を主張し、一步も引き下がることは出来ません。

(イ) かんぽ生命は170万円を主張します。互いの主張の解決は保険契約の開示しかありません。かんぽ生命は保険の開示は絶対しません。開示は絶対出来ませんと頑に拒否します。

事件の解決は保険契約の開示しかありません。どうか開示してください。

(ウ) 夫の生命保険消滅で、特定A日に136万円の支払いを受けました。その金額について、保険契約は300万円であるが、借金の返済と入院保険金の支払いも受けている。だから136万円になったのだらうと考えた。伝票はありません。かんぽ生命を信じていたから疑いの念はありません。そうだったのかと思いつつ家に帰った。

ウ 諮問事件の発端

(ア) 夫のかんぽ生命保険の契約金の争い事件は、夫が病院の医療過誤死であった為事件が起きた。夫は疾病特約保険も300万円の契約をしていた。入院保険金の残りの金額を、かんぽ生命保険に照会依頼をした。

(イ) 京都かんぽ生命、京都かんぽ所長、かんぽお客様相談室長、相談室の職員の方々は全員が170万円を主張し、私の主張する300万円を全部否定した。この闘争は現在も解決していない。夫が医療過誤死でなかったら、この問題は起きないと思う。長年300万円を否定し続けるのは理解出来ません。

(ウ) かんぽ生命は、あらゆる手段を使って170万円を主張した。京都かんぽは、170万円の保険契約書を特定郵便局に送付し、私に見せた。その170万円の保険契約書の裏面には、同じ日付で50万円の保険契約の記載があると特定局員に尋ねたが知らないと言った。

エ 300万円の保険証書の存在

私には、300万円の夫の生命保険証書契約書が1枚ありました。すべてこの証書1枚で事がすんでいます。機構は300万円の保険証書は不存在としていますがありました。そして、170万円とか130万円の保険証書は持っていません。

これは、かんぽ生命が一括した保険証書を作成したものだと思われます。理由は、機構の保険契約書の中に、130万円の生命保険契約書中に備考欄に簡易生命保険170万円の記載があります。これが一括して300万円の保険証書を作成したことを証明しているのであらうと思います。

又、170万円の簡易生命保険契約書の備考欄には、真黒に塗り潰した記事があるが、これも300万円を作成したことが書いてあるのではないかと思います。それとも、170万円の保険証書は、何か300万円の保険に関したことが書いてあるのではないかと思います。私には300万円の保険証書があったのです。機構が不存在といいますが、実際には存在していたのです。

オ 簡易生命保険金未払金請求の申立

保険金の未払がかんぽ生命にはあります。早く清算して下さいませようお願いの申立を致します。この事件はかんぽ生命保険の全責任です。かんぽ生命は責任を免れることは出来ません。責任を負う義務があります。

カ 夫の特約障害保険事件

かんぽ生命は、夫の特定保険金契約を170万円と主張しています。特約保険契約も300万円です。病院で医療過誤で死亡しましたから、それらの保険金の残金の支払も清算して下さいませよう申立てます。

キ (本件開示請求と関係がないと認められるため省略)

(資料については添付を省略する)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てまでの経緯

(1) 開示請求の受理

平成27年10月13日付けで、異議申立人(開示請求者)より機構に対し、法13条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求があり、機構は同月14日に受理した。

(2) 開示を請求する保有個人情報及び開示請求書の補正

開示請求書の記載では、保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認められたため、法13条3項の規定に基づき、平成27年10月15日付けで保有個人情報開示請求書の補正を依頼し、同月28日、異議申立人より補正書(同月26日及び27日付け)を受理した。

さらに、補正書の記載では、保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認められたため、法13条3項の規定に基づき、平成27年10月28日に異議申立人に対し電話し、同人は口頭で補正

書を再補正した。

開示を請求する保有個人情報とは次のとおり。

ア 本人の夫（特定生年月日 性別：男）を契約者又は被保険者とする
保険金額 300 万円の簡易生命保険契約に係る保険証書

イ 保険証書特定番号 A（契約者：本人の夫）の簡易生命保険契約に関する次の書類

（ア）保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）
がわかる書類

（イ）入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類一式

（ウ）契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式

ウ 保険証書特定番号 B（契約者：本人の夫）の簡易生命保険契約に関する次の書類

（ア）保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）
がわかる書類

（イ）入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類一式

（ウ）契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式

エ 保険証書特定番号 C（契約者又は被保険者：本人の夫）の簡易生命
保険に関する次の書類

（ア）保険証書

（イ）保険契約申込書

（ウ）保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）
がわかる書類

（エ）入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類一式

（オ）契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式

（3）開示請求に対する措置

機構は、開示が求められた保有個人情報として、保険証書特定番号 A の簡易生命保険契約（以下「本件契約①」という。）に関する入院保険金支払請求時（昭和 62 年 12 月特定日請求分）に郵便局へ提出した書類として「保険金・還付金・保険還付金 支払通知書」及び入院保険金支払請求時（平成 6 年 1 月特定 A 日請求分）に郵便局へ提出した書類として「保険金・年金還付金・保険還付金 支払通知書」及び「簡易保険入院証明書（診断書）」並びに保険証書特定番号 B の簡易生命保険契約（以下「本件契約②」という。）に関する入院保険金支払請求時（昭和 62 年 12 月特定日請求分）に郵便局へ提出した書類として「保険金・還付金・保険還付金 支払通知書」及び入院保険金支払請求時（平成 6 年 1 月特定 B 日請求分）に郵便局へ提出した書類として「保険金・年金還付金・保険還付金 支払通知書」を特定し、機構保有個人情報開示決定通知書（平成 27 年 11 月 17 日付け機構第 1618 号）をもって、

別表のとおり開示決定（以下「第1次処分」という。）を行い，異議申立人に対し通知した。

（4）開示の実施

異議申立人の希望を踏まえ，法24条1項の規定に基づき，機構保有個人情報送付書（平成27年12月2日付け機構第1729号）をもって写しを郵送し，本件契約①及び本件契約②に関する以下の保有個人情報の開示を実施した。

ア 本件契約①

（ア）入院保険金支払請求時（昭和62年12月特定日請求分）に郵便局へ提出した書類

保険金・還付金・保険還付金 支払通知書

（イ）入院保険金支払請求時（平成6年1月特定A日請求分）に郵便局へ提出した書類

A 保険金・年金還付金・保険還付金 支払通知書

B 簡易保険 入院証明書（診断書）

イ 本件契約②

（ア）入院保険金支払請求時（昭和62年12月特定日請求分）に郵便局へ提出した書類

保険金・還付金・保険還付金 支払通知書

（イ）入院保険金支払請求時（平成6年1月特定B日請求分）に郵便局へ提出した書類

保険金・年金還付金・保険還付金 支払通知書

（5）異議申立ての受理

平成28年1月15日付けで，異議申立人より，法42条1項の規定に基づく異議申立てがあり，当機構は同月20日異議申立書を受理した。

（6）異議申立書の補正

上記（5）の異議申立書は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）48条において準用される同法15条に規定する異議申立書の記載事項が不十分であり，形式的不備が認められ不適法であることから，同法48条において準用される同法21条の規定に基づき，平成28年1月22日付けで異議申立書の補正命令を行い，同年2月12日，異議申立人より補正書（同年1月27日付け）を受理した。

2 開示決定の変更

異議申立てを受け，当機構において第1次処分における審査の結果及び不開示と決定した機構保有個人情報について，開示審査結果を検討し，また，当機構の業務委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）への調査を依頼した。

そのうち，別表に掲げる本件入院請求書類①及び本件入院請求書類④に

押印されている委任者の印影並びに本件入院請求書類⑤に押印されている他の相続人の印影（以下「本件各印影」という。）について、簡易生命保険取扱手続に照らし確認したところ、本件受任者又は本件相続人の代表者である異議申立人は、委任者又は他の相続人の印影をあらかじめ知ることができる立場にあったと判断された。

このため、第1次処分において本件各印影について不開示とした決定を取り消し、法14条2号ただし書イに該当するものとして、機構保有個人情報開示決定通知書（平成28年4月14日付け機構第118号）をもって、開示決定（以下「第2次処分」といい、第1次処分と併せて「本件決定」という。）を行い、異議申立人に対し通知した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件不開示処分のうち、不開示とした全部を取り消し、開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

上記第2の2(1)と同旨。

4 異議申立てに対する検討

(1) 本件2契約と異議申立人の関係について

開示請求者である異議申立人は、本人の夫の配偶者であり、本件契約①及び本件契約②（以下「本件2契約」という。）においては死亡保険金受取人に指定されている者である。

本件2契約の契約内容は、次のとおりであり、異議申立人は死亡保険金受取人かつ相続人として本件2契約にその権利を有しているものである。

ア 本件契約①

- (ア) 保険種類 10年払込特別終身保険
- (イ) 効力発生日 昭和58年9月特定日
- (ウ) 保険金額 170万円
- (エ) 付加特約種類 疾病傷害特約

イ 本件契約②

- (ア) 保険種類 10年払込特別終身保険
- (イ) 効力発生日 昭和59年4月特定日
- (ウ) 保険金額 130万円
- (エ) 付加特約種類 疾病傷害特約

(2) 保険証書記号特定番号C号（以下「本件契約③」という。）について

本件契約③について、当機構からかんぽ生命に調査を依頼したところ、本件契約③については、すでに保険契約が消滅しており、関係書類については保存期間の経過により廃棄等されていたため、契約内容等の詳細は確認できないものであった。

(3) 異議申立人の主張についての検討

ア はじめに

異議申立人は異議申立ての趣旨及び理由並びに提出資料によると、第2次処分により開示決定を変更した部分を除き、次のとおり主張していると解される。

- (ア) 本人の夫の簡易生命保険契約は保険金額を300万円とする特別終身保険である。これは本件契約①の簡易生命保険契約について保険金額を130万円増額して保険金額を300万円とする特別終身保険となったものであり、本人の夫の死亡時点において、契約はこの1契約であった。この保険金額を300万円とする特別終身保険の保険証書を保有しておらず不開示と決定されたことについて承知できない。
- (イ) 本件2契約の保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む。）がわかる書類について、保有しておらず不開示と決定されたことについて承知できない。
- (ウ) 本件2契約の入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類について、入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類につき入院の実態に係る書面がないから保有しておらず不開示と決定されたことについて承知できない。
- (エ) 本件2契約の契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類について、貸付の事実があるにもかかわらず、保有しておらず不開示と決定されたことについて承知できない。
- (オ) 本件契約③に係る各書類について、保存期間の経過により、又は入院の実態若しくは貸付の事実があるにもかかわらず不開示と決定されたことについて承知できない。

以下においては、保険金額を300万円とする簡易生命保険契約に係る保険証書の存否、本件2契約の保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む。）がわかる書類（以下「消滅請求書類」という。）の存否、本件2契約の入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類（以下「入院請求書類」という。）の不開示部分、本件2契約の契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類（以下「貸付請求書類」という。）の存否及び本件契約③の関係書類の存否についてそれぞれ検討する。

なお、異議申立書及びその補正書において、行政不服審査法48条において準用される15条に規定する異議申立書の記載事項のうち、異議申立ての趣旨及び理由が一部不明確であるが、上記事項は、同法1条1項に規定する立法趣旨に鑑み、処分庁である当機構が異議申立人の真意を汲み取り、異議申立ての趣旨及び理由を解釈したものであ

る。

イ 保険金額を300万円とする簡易生命保険契約に係る保険証書の存否について

(ア) 簡易生命保険契約の特定について

当機構においては、郵政民営化法等の規定により、日本郵政公社（旧郵政省又は旧郵政省の郵政事業に係る所掌を承継した総務省（以下「旧総務省」という。）若しくは旧郵政事業庁を含む。）の簡易生命保険契約を承継しているが、同法等の規定により、その管理の業務はかんぽ生命に委託しているものである。

かんぽ生命においては、簡易生命保険契約の情報等について電子計算機を用いてデータベース（契約者及び被保険者等の契約関係者の氏名、責任開始日、保険金額、保険料額、保険種類並びに受持郵便局名等の保険契約の契約内容や保険料の払込状況等の記録を収めた情報の集合で、これらの情報を保管、検索及び更新等するために整理されたもの。）を作成しており、これを用いて簡易生命保険契約を特定するものである。

(イ) 保険証書について

保険証書は、保険者（旧郵政省、旧総務省、日本郵政公社又は当機構）が保険契約の申込みを承諾したときに、その成立及び内容を記載した保険証書を作成し、これを保険契約者に交付することによって承諾の通知に代える証券である。

また、契約が消滅するときには、原則として契約の消滅に係る請求書類とともに日本郵政公社等又は当機構（かんぽ生命及びかんぽ生命の業務委託先である日本郵便株式会社を含む。以下「当機構等」という。）に提出する手続としている。

当機構等に提出された保険証書は、契約の消滅に係る請求書類とともに一定の期間保存され、期間の経過後は廃棄する手続としている。

(ウ) 保険金額を300万円とする簡易生命保険契約の特定とその保険証書について

当機構は、異議申立人からの開示請求を受けて、かんぽ生命のデータベースにより氏名等による異議申立人の契約内容調査を実施した。その結果、本人の夫を契約者又は被保険者とする保険金額を300万円とする簡易生命保険契約は不存在であった。

保険証書は保険契約の申込みを承諾したときに作成されることから、該当する簡易生命保険契約は不存在であることから、保険証書も作成されることはない。

このため、異議申立人には「かんぽ生命のデータベースにより氏名等による契約内容調査を実施したが、本人の夫を契約者又は被保

険者とする保険金額300万円の簡易生命保険契約は存在せず、異議申立人を本人とする保有個人情報を保有していないことから、不開示とする。」との理由を付して不開示としたものである。

(エ) 異議申立人の主張について

上記(ア)から(ウ)までに対し、異議申立人は異議申立書において、「本件契約①の簡易生命保険契約について保険金額を130万円増額して保険金額を300万円とする特別終身保険となった」、「本人の夫の死亡時点において、契約は保険金額を300万円とする特別終身保険のみであった」、「関係者の調査を行えば事実が判明する」旨を主張している。

A 本件契約②の申込みについて

保険金額を130万円増額したとの主張に対して、当機構において本件契約②の保険契約申込時の作成書類を確認したところ、作成されている書類は「保険契約申込書」と記載されているものであった。

保険契約申込書は、簡易生命保険契約を新たに申し込むときに契約者等が必要事項を記載した上、郵便局等へ提出する書類であり、契約者及び被保険者等の契約関係者の氏名、保険金額、保険料額、保険種類並びに受持郵便局名等の保険契約の契約内容が記されている。

一方、異議申立人の主張によれば、130万円については新たな簡易生命保険契約の申込みではなく、本件契約①の増額によるものであると主張しているが、作成書類ではそのような事実は確認されないものである。

なお、簡易生命保険においては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律102号）2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）62条1項1号において、保険契約の増額による契約の変更をすることができることとされている。この場合において郵便局に提出される書類は「契約変更契約申込書」などと記載されるものであって、保険契約申込書ではない。

B 本人の夫の死亡時点における契約について

本人の夫の死亡時点における契約は、保険契約申込書を確認したところ、上記(1)で述べたとおり本件契約①及び本件契約②の2契約であることが確認された。

異議申立人は、本人の夫の死亡時点における契約が保険金額300万円の簡易生命保険契約の1契約であったと主張しているが

本件異議申立てにおいては、本件2契約があることを前提とした主張もしており、その主張には矛盾があるものであると言わざるを得ない。

また、本件2契約とは別に保険金額を300万円とする簡易生命保険契約が仮に存在していたとすると、本人の夫の死亡時点では、3契約合計600万円の簡易生命保険契約が存在していたこととなるが、異議申立人はそのような主張はしておらず、そのような事実も確認できない。

C 契約時の受理職員について

異議申立人の主張について、かんぽ生命を通じて日本郵便株式会社調査を依頼したが、該当する社員の存在が確認できなかった。

D 本件2契約の保険証書について

保険金額を300万円とする簡易生命保険契約の保険証書については不存在であるところ、本件2契約については契約が存在していたことから、異議申立てを受け、念のためかんぽ生命に対し本件2契約の保険証書の所在に係る調査を依頼したが、保存期間の経過により廃棄しているため、かんぽ生命で本件2契約の保険証書を保存しているという事実は確認できなかった。

当機構は異議申立てを受け、かんぽ生命に対し、再度、保険金額を300万円とする簡易生命保険契約の保険証書の所在に係る調査を依頼したが、契約が存在しないことから保険証書が作成された事実もなく、かんぽ生命で保存しているという事実は確認できなかった。

(オ) 小括

以上のことから、本件決定を維持すべきと考える。

ウ 本件2契約の消滅請求書類の存否について

(ア) 死亡保険金の支払請求について

本件2契約の特別終身保険は、終身保険の種類の一つであり、終身保険は、被保険者が死亡したときに死亡保険金を死亡保険金受取人に支払うものとされている。

また、本件2契約の10年払込特別終身保険においては、保険料払込期間を10年とし、被保険者の生存中に保険料払込期間を満了したときに基本保険金額の20%の生存保険金、並びにその期間の満了後10年の期間を満了したときに基本保険金額の30%の生存保険金を生存保険金受取人に支払うこととしている。

死亡保険金受取人が死亡保険金を受領するときは、原則として請求書、被保険者の性別及び生年月日を証明するに足りる書類、市区

町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載した事項の証明書又はこれに代わるべき書類並びに保険証書等を郵便局に提出の上、請求する手続としている。

(イ) 本件 2 契約の消滅請求書類について

本件 2 契約の死亡保険金受取人は保険契約申込書によると異議申立人であり、また、かんぽ生命のデータベースにより確認したところ、本件契約①については、本人の夫の死亡時においても異議申立人が死亡保険金受取人であることが確認できる。

また、かんぽ生命のデータベースにより本件 2 契約の契約内容調査を実施した結果及び異議申立人が開示請求に当たって当機構に提出した改製原戸籍の謄本によると、本人の夫は平成 5 年 1 2 月特定 B 日に死亡していることが確認でき、死亡に伴う死亡保険金の支払請求については、本件 2 契約共に平成 5 年 1 2 月特定 C 日に行われていることが確認できる。

このとき提出された死亡保険金支払請求時に郵便局に提出された書類一式は、支払請求当時の簡易生命保険取扱手続により 5 年保存し、その後廃棄されているものである。

また、かんぽ生命のデータベースには死亡保険金の支払金額のデータはないことが確認できた。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、消滅請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件 2 契約の消滅請求書類の所在に係る調査を依頼したが、以上に述べたとおり、本件 2 契約の消滅請求書類はその所在を確認することができないものであり、また、実際に調査を行ったがその所在は確認できなかったことから、異議申立人に対し、保存期間の経過により、廃棄をしていることから当該保有個人情報を保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

(ウ) 異議申立人の主張について

上記 (ア) 及び (イ) に対し、異議申立人は、不開示としたことが違法又は不当であるとする具体的理由及び根拠等について言及しておらず、当機構等が本件 2 契約の消滅請求書類を保管していると考えられる具体的な理由等を主張していない。

当機構は異議申立てを受け、かんぽ生命に対し、再度、本件 2 契約の消滅請求書類の所在に係る調査を依頼したが、保存期間の経過により廃棄しているため、かんぽ生命で保存しているという事実は確認できなかった。

(エ) 小括

以上のことから、本件決定を維持すべきと考える。

エ 本件 2 契約の入院請求書類の不開示部分について

(ア) 入院保険金の支払請求について

本件 2 契約の特別終身保険には、特約として疾病傷害特約が付加されている。

特約は、旧簡易生命保険法 6 条及び 18 条により、基本契約に係る被保険者が疾病にかかったとき、又は不慮の事故若しくは第三者の加害行為により傷害を受けたとき、保険約款の定めるところにより旧簡易生命保険法に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し保険金を支払うものとされている。

本件 2 契約の疾病傷害特約については、保険約款において、疾病による入院並びに傷害による死亡、身体障害及び入院について保障することとしている。

また、傷害保険金及び入院保険金の保険金受取人は被保険者とされており、傷害保険金又は入院保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合は、被保険者の遺族が保険金受取人となる。入院保険金の支払いを請求しようとするときは、請求書、被保険者の性別及び生年月日を証明するに足りる書類、被保険者の入院について医師又は病院等の証明書並びに保険証書等を郵便局に提出の上、請求する手続としている。

(イ) 本件 2 契約の入院請求書類について

入院保険金の保険金受取人は、本件 2 契約においては被保険者である本人の夫、または本人の夫の死亡後に入院保険金の支払を請求する場合は被保険者の遺族となるものである。さらに、簡易生命保険取扱手続では、一定の条件の下、保険金受取人である被保険者からの委任により、委任代理人が保険金等の受領を行うことができる。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、入院請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に對し、本件 2 契約の入院請求書類の所在に係る調査を依頼したところ、別表に掲げる本件入院請求書類①から本件入院請求書類⑥までの所在が確認され、そのうち、本件入院請求書類①、本件入院請求書類②、本件入院請求書類④及び本件入院請求書類⑤（以下「本件開示入院請求書類」という。）に異議申立人の保有個人情報の存在が認められ、本件決定により開示したものである。

一方、本人の夫の入院請求書類については、本件開示入院請求書類のほか、別表に掲げる本件入院請求書類③及び本件入院請求書類⑥（以下「本件不開示入院請求書類」という。）の存在が認められ

た。

法12条1項において開示の対象となる情報を「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されていることを前提に、本件不開示入院請求書類を確認したところ、本人の夫の個人に関する情報は確認されるものの、異議申立人の氏名、その他の個人に関する情報は記録されていない。

(ウ) 死者に関する情報について

法2条2項において「個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定されており、個人情報に死者に関する情報は含まれないものとされている。しかしながら、死者に関する情報であっても、当該情報が相続人等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に相続人の氏名の記載があるなど相続人を識別することができる場合において、当該情報は死者に関する情報であると同時に、相続人に関する情報でもある。）においては、生存する個人（相続人）を本人とする個人に関する情報となるため、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に死者に関する保有個人情報も含まれることになる。

その上で、本件不開示入院請求書類を確認した結果は次のとおり。

A 死者に関する情報が含まれる本件不開示入院請求書類の中に、法定相続人である異議申立人の氏名等個人を識別することができる情報は記録されていない。

B 一般に、相続人を本人とする個人に関する情報となり得る被相続人の相続財産等に関する情報とは、あくまで、相続開始直前まで被相続人の財産であって、かつ、相続開始以後は相続人の財産となる相続財産に関する情報である。

本件不開示入院請求書類は、本人の夫が被保険者として生前に郵便局に提出した書類等であり、開示請求時点では相続財産となり得ないものである。したがって、本件不開示入院請求書類に係る本人の夫に関する情報は、異議申立人の個人に関する情報に該当しない。

なお、被相続人の生前の財産に関する情報が相続人を本人とする個人に関する情報に該当しないことについては、東京高等裁判所の判決（平成22年（ネ）第6527号）及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成22年度（行個）答申第120号）により、示されているところである。

以上のことから、死者に関する情報は、異議申立人を本人とする

保有個人情報とは認められない。

(エ) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、入院請求書類として開示の対象となる保有個人情報を特定した結果は、本件開示入院請求書類のみであった。本件不開示入院請求書類には、法12条1項に規定する開示請求者を本人とする保有個人情報は存在していないことから、異議申立人に対し、その旨の理由を付して不開示の決定をしたものである。

(オ) 異議申立人の主張について

上記(ア)から(ウ)までに対し、異議申立人は異議申立書において、「機構は請求した資料がないから不開示としているので、異議申立人が所持している資料を提出する」旨を主張している。

上記(ア)から(ウ)までのとおり、当機構は異議申立人を本人とする保有個人情報を保有していないことを理由として不開示としているものであって、資料がないことを理由として不開示としているものではない。

当機構は異議申立てを受け、本件不開示入院請求書類を再度調査したところ、異議申立人を本人とする保有個人情報が存在しないことが再確認できた。

(カ) 小括

以上のことから、本件決定を維持すべきと考える。

オ 本件2契約の貸付請求書類の存否について

(ア) 契約者貸付について

契約者貸付は、保険約款の定めるところにより、契約者からの請求により行う契約者に対する金銭の貸付であり、保険約款では、契約者に対する普通貸付については次によるものとしている。

A 貸付金額 被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において旧郵政省等が別に定める額の範囲内で千円以上

B 貸付期間 1年

C 貸付利率 別に告示する利率

また、貸付期間経過後に貸付金の弁済をするときは、当該貸付期間の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、貸付利率に一定の率を加えた貸付利率を適用することとしており、さらに、契約者が貸付金の弁済をしないで貸付期間経過後1年を経過したときは、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額することとしている。

なお、貸付期間の満了前に、基本契約の消滅などの事由が発生した場合は、その貸付は弁済期に達したものとすることとしている。また、基本契約の消滅により保険金等を支払う場合において、その

基本契約に関し貸付金等の弁済を受ける金額があるときは、支払金額から差し引くこととしている。

契約者が普通貸付を請求しようとするときは、所定の請求書に保険証書を添えて郵便局に提出し、郵便局の窓口で即時払（その場で金銭を受領する取扱い）ができるときは、契約者が記入した受領証、貸付の内容を記録した保険証書及び貸付金を契約者に交付する取扱いとしている。

(イ) 本件2契約の貸付請求書類について

上記(ア)のとおり、契約者貸付請求は契約者である本人の夫が請求できるものであって、異議申立人が請求できるものではない。ただし、異議申立人が契約者である本人の夫から契約者貸付請求に係る委任を受け、委任代理人として請求することも考えられる。

A 本件契約①の貸付請求書類について

本件契約①の契約者貸付について、かんぽ生命のデータベースにより本件契約①の契約内容調査を実施したところ、契約者貸付の請求の存在が確認された。

本件契約①は、上記ウ(イ)で述べたとおり、本人の夫が平成5年12月特定B日に死亡したことにより消滅しているところ、仮に契約消滅の前日に契約者貸付を請求したと仮定すると、その際に提出された書類については、消滅当時の簡易生命保険取扱手続により3年保存し、その後廃棄されるものとなる。したがって、本件契約①に係る書類については、少なくとも平成8年12月特定日以降、保存期間が経過しているため、全て廃棄されているものである。

なお、契約者貸付は、簡易生命保険契約をもととする契約者に対する貸付であることから、契約が消滅した日以降に契約者貸付を請求することはできず、新たに貸付請求書類が作成されることはない。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、貸付請求書類の保管及び保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件契約①の貸付請求書類の所在に係る調査を依頼したが、以上に述べたとおり、本件契約①の貸付請求書類はその所在を確認することができないものであり、また、実際に調査を行ったがその所在は確認できなかったことから、異議申立人に対し、保存期間の経過により、廃棄をしているため当該保有個人情報保有していないという理由を付して不開示の決定をしたものである。

B 本件契約②の貸付請求書類について

本件契約②の契約者貸付について、かんぽ生命のデータベース

により本件契約②の契約内容調査を実施したが、契約者貸付の請求の存在は確認できなかった。

契約者貸付請求は、契約者からの請求により行われるものであるため、貸付請求書類が作成されたか否かについては、その事実の存否によるところ、書類の保存期間の経過により、事実の存否が確認できないことから、本件契約②の貸付請求書類については、保存期間の経過により、契約者貸付の事実が確認できず、保有個人情報をも特定することができないとの理由を付して不開示の決定をしたものである。

なお、今回、異議申立人からの開示請求を受け、貸付請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件契約②の貸付請求書類の所在に係る調査を依頼したが、以上に述べたとおり、本件契約②の貸付請求書類はその所在を確認することができないものであった。

(ウ) 異議申立人の主張について

上記(ア)及び(イ)に対し、異議申立人は、「60万円の貸付の事実はある」、「30万円の貸付については、平成5年12月特定A日午前10時頃、特定郵便局で異議申立人が契約者貸付の請求を行った」旨主張する。

A 60万円の貸付の事実はあることについて

仮に異議申立人の主張どおり60万円の貸付の事実があったとしても、当該契約者貸付請求を異議申立人が行ったことが確認できなければ、当該契約者貸付請求は本人の夫が生前に行った行為であって、上記エ(ウ)で述べた死者に関する情報となり、異議申立人を本人とする保有個人情報とはならない。また上記(イ)で述べたとおり、本件2契約の貸付請求書類は存在しないため、そのような事実を確認することもできない。

B 30万円の貸付を異議申立人が請求したことについて

上記(イ)で述べたとおり、本件2契約の契約者貸付については、契約者である本人の夫からの委任があれば異議申立人が請求できるところ、異議申立人の主張する貸付請求日は本人の夫の死亡後であって、本人の夫が異議申立人に契約者貸付の請求を委任することはできず、かつ、本人の夫の死亡によって本件2契約は消滅するため、契約者貸付の手続を行うことはできない。

なお、異議申立人の主張について、かんぽ生命を通じて日本郵便株式会社に調査を依頼したが、該当する請求は確認できなかった。また、かんぽ生命のデータベースにより本件2契約の契約内容調査を実施したが、そのような事実は確認できない。

当機構は異議申立てを受け、かんぽ生命に対し、再度、本件2契約の貸付請求書類の所在に係る調査を依頼したが、保存期間の経過により廃棄等しているため、かんぽ生命で保存しているという事実は確認できなかった。

(エ) 小括

以上のことから、本件決定を維持すべきと考える。

カ 本件契約③の関係書類の存否について

(ア) 保有個人情報の特定について

本件契約③について、かんぽ生命のデータベースにより本件契約③の契約内容調査を実施した結果、及びその他の書類等によると、本人の夫を契約関係者とする簡易生命保険契約であること、本人の夫の生前に契約が消滅していることが認められる。

本件契約③の関係書類については、上記(2)で述べたとおり、保存期間の経過により廃棄等されているものである。よって、異議申立人に対し、その旨の理由を付して不開示の決定をしたものである。

なお、保険証書、保険契約申込書及び保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額(支払控除額を含む)がわかる書類については、契約が存在した場合は作成される書類である。一方、入院保険金支払請求は、支払うべき事実が発生した場合に請求されるものであり、契約者貸付請求は、契約者からの請求により行われるものであるため、これらの請求に係る書類が作成されたか否かについては、その事実等の存否によるところ、書類の保存期間の経過により、事実等の存否が確認できないことから、これらの書類については、保存期間の経過により、請求の事実が確認できず、保有個人情報を特定することができないとの理由を付して不開示の決定をしたものである。

(イ) 異議申立人の主張について

上記(ア)に対し、異議申立人は異議申立書において、「機構は請求した資料がないから不開示としているので、異議申立人が所持している資料を提出する」旨を主張している。

上記(ア)のとおり、本件契約③は本人の夫が生前に行った行為であって、上記エ(ウ)で述べた死者に関する情報である。その中に異議申立人の保有個人情報と認められる情報がない限り、当機構においては当該死者に関する情報について異議申立人を本人とする保有個人情報として特定することはない。また、(ア)で述べたとおり本件契約③の各書類は、保存期間の経過により存在していないものである。

なお、当機構において異議申立人から提出された書類を確認した

が、これらの書類は本件契約③の各書類の所在に影響を与えるものではない。

また、当機構は異議申立てを受け、かんぽ生命に対し、再度、本件契約③の各書類の所在に係る調査を依頼したが、保存期間の経過により廃棄等しているため、かんぽ生命で保存しているという事実は確認できなかった。

(ウ) 小括

以上のことから、本件決定を維持すべきと考える。

5 結論

以上のことから、本件決定を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月7日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2の(2)アないしウ並びに別紙の3の(2)ア及びイに掲げる文書に記録された保有個人情報の全部について開示し、その余の文書については、これを保有していないとして、不開示決定を行った。

異議申立人は、この決定を取り消し、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報のうち不開示とされた保有個人情報(本件対象保有個人情報)の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本人の夫を契約者又は被保険者とする保険金額300万円の簡易生命保険契約に係る保険証書(別紙の1)の有無について

ア 標記の保険証書の保有の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 異議申立人からの開示請求を受けて、機構から簡易生命保険の管理業務を委託されているかんぽ生命のデータベースにより標記文書に係る契約内容調査を実施した。その結果、本人の夫を契約者又は被保険者とする保険金額を300万円とする簡易生命保険契約は不存在であった。

(イ) 保険証書は保険契約の申込みを承諾したときに作成されるところ、

- 該当する簡易生命保険契約は不存在であることから、保険証書も作成されることはないため、当該保有個人情報を保有していない。
- (ウ) さらに、今回の異議申立てを受け、かんぽ生命に当該保険証書の所在に係る調査を依頼したが、その所在を確認できなかった。
- イ 一方、異議申立人は、300万円の保険証書を受け取ったと主張するが、当該保険証書が示されるわけでもなく、証書番号も分からないとしているなど、その主張の具体的な根拠は示されていない。また、原処分にあたっての探索の方法等についても特段の問題はないことから、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。
- ウ 以上のことから、機構において、標記に該当する文書に記録された個人情報を保有していると認めることはできない。
- (2) 保険証書特定番号A（本件契約①）及び保険証書特定番号B（本件契約②）の簡易生命保険契約に関する書類（別紙の2（1）、（2）エ及び（3）並びに別紙の3（1）、（2）ウ及び（3））の有無について
- ア 本件契約①及び②の保険契約の消滅に係る支払い請求時の受取金額（支払控除額を含む。）が分かる書類（別紙の2（1）及び別紙の3（1））の有無について
- (ア) 標記に該当する文書の有無について、理由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させた結果によれば、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。
- A 本人の夫が平成5年12月特定B日に死亡し、死亡に伴う死亡保険金の支払い請求が本件契約①及び②ともに同月特定C日に行われている。
- B 本件契約①の請求については、通常払請求（死亡保険金受取人宛てにサービスセンターから送付された死亡保険金額が記載された「保険金・年金・還付金・保険還付金（支払通知書）」を死亡保険金受取人が郵便局に提出することで死亡保険金を受け取ることができるもの）で行われ、平成6年7月特定日に保険金の払渡しが行われている。
- C 標記に該当する文書のうち、本件契約①に係るものとしては、この「保険金・年金・還付金・保険還付金（支払通知書）」が考えられるところ、当時の簡易生命保険取扱手続によると、5年間保存し、その後廃棄するとされているものであり、本件開示請求の時点（平成27年10月）においては、保存期間が経過しているため廃棄されている。
- D 本件契約②の請求については、即時払請求（死亡保険金受取人が、郵便局に死亡保険金額が記載された「保険金・年金・還付

金・保険還付金 支払請求書兼受領証」を提出し、その後死亡保険金を支払うもの)で行われ、平成5年12月特定B日に死亡保険金の即時払いが行われている。

E 標記に該当する文書のうち、本件契約②に係るものとしてはこの「保険金・年金還付金・保険還付金 支払請求書兼受領証」が考えられるところ、当時の簡易生命保険取扱手続によると、5年間保存し、その後廃棄するとされているものであり、本件開示請求の時点(平成27年10月)においては、保存期間が経過しているため廃棄されている。

F また、かんぽ生命のデータベースには本件契約①及び②に係る死亡保険金の支払金額のデータはないことが確認できた。

G さらに、異議申立人からの開示請求を受け、かんぽ生命に当該文書の所在に係る調査を依頼したが、その所在を確認できなかった。

(イ) 当審査会において機構から提示を受けた簡易生命保険取扱手続を確認したところ、標記に該当する文書の保存期間は5年であると認められる。

(ウ) 異議申立人は、標記に該当する文書が存在することについて、その具体的な根拠を示しておらず、また、原処分当たりの探索の方法等にも特段の問題はないことから、上記(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(エ) 以上のことから、機構において、標記に該当する文書に記録された個人情報保有していると認めることはできない。

イ 本件2契約の入院保険金支払請求時に郵便局へ提出した書類のうち、特定された「保険金・還付金・保険還付金 支払通知書」及び「簡易保険 入院証明書(診断書)」以外の請求文書(別紙の2(2)エ及び別紙の3(2)ウ)の有無について

(ア) 標記に該当する文書の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

A 入院保険金の保険金受取人は、本件2契約においては被保険者である本人の夫、又は、本人の夫の死亡後に入院保険金の支払を請求する場合は被保険者の遺族となるものである。さらに、簡易生命保険取扱手続では、一定の条件の下、保険金受取人である被保険者からの委任により、委任代理人が保険金等の受領を行うことができる。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、入院請求書類の保管・保存を委託しているかんぽ生命に対し、本件2契約の入院請

求書類の所在に係る調査を依頼したところ、該当する書類のうち別紙の2(2)アないしウ並びに別紙の3(2)ア及びイに掲げる文書(「保険金・還付金・保険還付金 支払通知書」及び「簡易保険 入院証明書(診断書)」)については、異議申立人の保有個人情報の存在が認められ、原処分により開示したが、その余の文書(別紙の2(2)エ及び別紙の3(2)ウ)については、異議申立人の夫の個人に関する情報は確認されるものの、異議申立人の氏名その他の個人に関する情報は記録されていない。

B なお、一般に、相続人を本人とする個人に関する情報となり得る被相続人の相続財産等に関する情報とは、あくまで、相続開始直前まで被相続人の財産であって、かつ、相続開始以後は相続人の財産となる相続財産に関する情報である。

本件不開示入院請求書類は、本人の夫が被保険者として生前に郵便局に提出した書類等であり、開示請求時点では相続財産となり得ないものであることから、本件不開示入院請求書類に係る異議申立人の夫に関する情報は、異議申立人の個人に関する情報に該当しないとして、不開示の決定をしたものである。

C また、当機構は異議申立てを受け、かんぽ生命に当該書類の所在に係る調査を依頼したが、異議申立人を本人とする保有個人情報が記載された書類の所在を確認できなかった。

(イ) 一方、異議申立人は、所持している資料を提出するなど主張するため、当審査会において諮問書等に添付された提出資料を確認したが、標記に該当する文書が存在することを示す具体的な根拠は認められなかった。

(ウ) また、原処分に当たっての探索の方法等にも特段の問題はないことから、上記(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(エ) 以上のことから、機構において、標記に該当する文書に記録された個人情報を保有していると認めることはできない。

ウ 本件2契約の契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式(別紙の2(3)及び別紙の3(3))の有無について

(ア) 標記に該当する文書の有無について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

A 契約者貸付請求は契約者である異議申立人の夫が請求できるものであって、異議申立人が請求できるものではない。ただし、異議申立人が契約者である異議申立人の夫から契約者貸付請求に係る委任を受け、委任代理人として請求することも考えられる。

B 本件契約①の貸付請求書類について

本件契約①の契約者貸付について、かんぽ生命のデータベースにより本件契約①の契約内容調査を実施したところ、契約者貸付の請求の存在が確認された。

本件契約①は、異議申立人の夫が平成5年12月特定B日に死亡したことにより消滅しているところ、仮に契約消滅の前日に契約者貸付を請求したと仮定すると、その際に提出された書類については、消滅当時の簡易生命保険取扱手続により3年保存し、その後廃棄するとされているものである。したがって、本件契約①に係る書類については、少なくとも平成8年12月特定日以降、保存期間が経過しているため、本件開示請求の時点（平成27年10月）においては、全て廃棄されている。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、かんぽ生命に対し、本件契約①の貸付請求書類の所在に係る調査を依頼したが、以上に述べたとおり、本件契約①の貸付請求書類はその所在を確認することができないものであり、また、実際に調査を行ったがその所在は確認できなかったことから、不開示の決定をしたものである。

C 本件契約②の貸付請求書類について

本件契約②の契約者貸付について、かんぽ生命のデータベースにより本件契約②の契約内容調査を実施したが、契約者貸付の請求の存在は確認できなかった。

契約者貸付請求は、契約者からの請求により行われるものであるため、貸付請求書類が作成されたか否かについては、その事実の存否によるところ、書類の保存期間の経過により、事実の存否が確認できないことから、本件契約②の貸付請求書類については、不開示の決定をしたものである。

今回、異議申立人からの開示請求を受け、かんぽ生命に本件契約②の貸付請求書類の所在に係る調査を依頼したが、以上に述べたとおり、本件契約②の貸付請求書類はその所在は確認できなかった。

- (イ) 当審査会において機構から提示を受けた簡易生命保険取扱手続を確認したところ、標記に該当する文書の保存期間は3年であることが認められる。
- (ウ) 一方、異議申立人は、60万円及び30万円の貸付を受けた旨主張するが、その具体的な根拠は示されていない。
- (エ) また、原処分にあたっての探索の方法等にも特段の問題はないことから、上記（ア）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

- (オ) 以上のことから、機構において、標記に該当する文書に記録された個人情報保有していると認めることはできない。
- (3) 保険証券特定番号C（本件契約③）の簡易生命保険契約に関する書類（別紙の4）の有無について
- ア 標記に該当する文書の有無について、理由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によれば、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。
- (ア) 標記の簡易生命保険について、かんぽ生命のデータベースにより、調査したところ、異議申立人の夫を契約者とする簡易生命保険契約であり、昭和59年4月特定日に満期保険金を支払いの上、契約が消滅している。
- (イ) 別紙の4（1）ないし（3）に掲げる文書は、当時の簡易生命保険取扱手続によると、5年間保存し、その後廃棄するとされているものである。
- なお、当該文書は、契約が存在した場合に作成される資料であるため、少なくとも契約が消滅以降、保存期間が経過しているため、本件開示請求の時点（平成27年10月）においては、全て廃棄するとされている。
- (ウ) また、上記（イ）記載の取扱手続によると、別紙の4（4）に掲げる文書は6年間保存し、また、別紙の4（5）に掲げる文書は3年間保存し、その後廃棄するとされているものである。
- なお、別紙の4（4）に掲げる入院保険金支払請求は、支払うべき事実が発生した場合に請求されるものであり、別紙の4（5）に掲げる契約者貸付請求は、契約者からの請求により行われるものであるため、これらの請求に係る書類が作成されたか否かについては、その事実等の存否によるところである。
- 別紙の4（4）及び（5）に掲げる文書については、書類が作成されたか否かについて、書類の保存期間の経過により、確認できなかったが、仮に書類が作成されていたとしても、少なくとも契約の消滅以降、保存期間が経過しているため、本件開示請求の時点（平成27年10月）においては、全て廃棄されている。
- (エ) さらに、今回の異議申立てを受け、かんぽ生命に当該書類の所在に係る調査を依頼したが、その所在を確認できなかった。
- イ なお、当審査会において機構から提示を受けた簡易生命保険取扱手続を確認したところ、別紙の4（1）ないし（3）に掲げる文書の保存期間が5年、別紙の4（4）に掲げる文書の保存期間は6年、別紙の4（5）に掲げる文書の保存期間は3年であることが確認された。
- ウ 一方、異議申立人は、所持している資料を提出するなど主張する

ため、当審査会において諮問書等に添付された提出資料を確認したが、標記に該当する文書が存在することを示す具体的な根拠は認められず、また、原処分当たりの探索の方法等にも特段の問題はないことから、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

エ 以上のことから、機構において、標記に該当する文書に記録された個人情報保有していると認めることはできない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 本人の夫を契約者又は被保険者とする保険金額300万円の簡易生命保険契約に係る保険証書
- 2 保険証書特定番号Aの簡易生命保険契約に関する次の書類
 - (1) 保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）がわかる書類
 - (2) 入院保険金支払請求時に郵便局へ提出した書類
 - ア 保険金・還付金・保険還付金 支払通知書（昭和62年12月特定日請求分）
 - イ 保険金・還付金・保険還付金 支払通知書（平成6年1月特定A日請求分）
 - ウ 簡易保険 入院証明書（診断書）（平成6年1月特定A日請求分）
 - エ 上記アないしウ以外の請求分
 - (3) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式
- 3 保険証書特定番号Bの簡易生命保険契約に関する次の書類
 - (1) 保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）がわかる書類
 - (2) 入院保険金支払請求時に郵便局へ提出した書類
 - ア 保険金・還付金・保険還付金 支払通知書（昭和62年12月特定日請求分）
 - イ 保険金・還付金・保険還付金 支払通知書（平成6年1月特定B日請求分）
 - ウ 上記ア及びイ以外の請求分
 - (3) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式
- 4 保険証書特定番号Cの簡易生命保険契約に関する次の書類
 - (1) 保険証書
 - (2) 保険契約申込書
 - (3) 保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）がわかる書類
 - (4) 入院保険金支払請求時に郵便局へ提出した書類
 - (5) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式

(注) 上記のアンダーラインは、原処分において開示された保有個人情報記録された文書。

別表（第1次処分で特定された保有個人情報）

請求・特定した保有個人情報	開示・不開示の 審査結果	
ア 本人の夫を契約者又は被保険者とする保険金額300万円の簡易生命保険契約に係る保険証書	保有していないため、不開示	
イ 本件契約①に関する書類	(ア) 保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）がわかる書類	保有していないため、不開示
	(イ) 入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類	/
	A 昭和62年12月特定日請求分 (a) 保険金・還付金・保険還付金支払通知書（本件入院請求書類①）	委任者の印影を不開示とした上、その余の部分を開示（第2次処分で開示）
	C 上記以外の請求分（本件入院請求書類③）	異議申立人を本人とする保有個人情報を保有していないため、不開示
	(ウ) 契約者貸付請求時に郵便局に提出した書類一式	保有していないため、不開示
	ウ 本件契約②に関する書類	(ア) 保険契約の消滅に係る支払請求時の受取金額（支払控除額を含む）がわかる書類
(イ) 入院保険金支払請求時に郵便局に提出した書類		/

	A 昭和62年12月特定日請求分	
	(a) 保険金・還付金・保険還付金 支払通知書（本件入院請求書類 ④）	委任者の印影を不 開示とした上、そ の余の部分を開示 （第2次処分で開 示）
	B 平成6年1月特定B日請求分	
	(a) 保険金・年金還付金・保険還 付金 支払通知書（本件入院請 求書類⑤）	他の相続人の印影 を不開示とした 上、その余の部分 を開示（第2次処 分で開示）
	C 上記以外の請求分（本件入院請 求書類⑥）	異議申立人を本人 とする保有個人情 報を保有していな いため、不開示
	(ウ) 契約者貸付請求時に郵便局に提 出した書類一式	保有していないた め、請求を特定で きず、不開示
エ 本件契約 ③に関する 書類	(ア) 保険証書	保有していないた め、不開示
	(イ) 保険契約申込書	保有していないた め、不開示
	(ウ) 保険契約の消滅に係る支払請求 時の受取金額（支払控除額を含む） がわかる書類	保有していないた め、不開示
	(エ) 入院保険金支払請求時に郵便局 へ提出した書類	保有していないた め、請求を特定で きず、不開示
	(オ) 契約者貸付請求時に郵便局に提 出した書類一式	保有していないた め、請求を特定で きず、不開示